

【件名】

海外在留邦人等の一時帰国時の新型コロナウイルス・ワクチン接種事業の開始

【ポイント】

- 8月1日から、日本に住民票を有していない海外在留邦人等に対する一時帰国時の新型コロナウイルス・ワクチン接種が開始されます。
- 接種予約は特設予約サイト（7月中・下旬開設予定）を通じてのみ可能となります。

【本文】

1 日本政府は、日本に住民票を有していない海外在留邦人等の皆様の中で、在留先での新型コロナウイルスのワクチン接種に懸念等を有し、日本に一時帰国してワクチン接種を行うことを希望する方々を対象としたワクチン接種事業を、本年8月1日から開始します。終了時期は2022年1月上旬を予定しています。

接種予約は特設予約サイト（7月中・下旬開設予定）を通じてのみ可能となります。

その他、詳細については、外務省 HP 内の以下の特設ページを御確認ください。

URL : <https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/vaccine.html>

本件事業について御質問がある方は、まずは上記特設ページ内にある「よくある質問」コーナーを御一読ください。

2 本件事業の対象者は以下の条件を全て満たす方ですので御注意ください。

○在留先におけるワクチン接種に懸念等を有している日本人又は一部の再入国出国中の外国人（対象範囲は上記外務省 HP の特設ページで御確認ください。）

○日本国内に住民票を有していない方

○接種を受ける日に12歳以上である方

3 海外在住でも日本国内に住民票を有する方は自治体による接種の対象となるため、本事業の対象外となります。また、現時点では日本国内に住民票を有していない場合であっても、帰国時に転入届を提出し、住民票登録を行う場合は、登録先の自治体による接種事業の対象となるため、本事業の対象外となります。本事業は、日本国内に住民票を有しないため、自治体によるワクチン接種を受けることができない方を対象としています。住民票を有する方や転入届を提出した方については、各自治体からのワクチン接種に関する案内を御参照ください。

（お問い合わせ先）

在インド日本国大使館

電話:+91-(0)11-4610-4610（代表）

メールアドレス：

○領事関連事項 jpemb-cons@nd.mofa.go.jp

○配偶者等が外国籍の場合の日本入国査証に関する事など jpemb-visa@nd.mofa.go.jp

※現在当館は新型コロナウイルス対策のため、原則としてテレワークで業務を行っています。

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下の URL から停止手続きをお願いします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>